

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。

左京区広河原地区避難経路

- 府道38号⇒国道477号(花脊方面)⇒府道38号(鞍馬方面)
- 府道38号⇒国道477号(花脊方面)⇒国道477号(大原方面)
- 府道38号⇒国道477号(京北方面)

避難先(市内避難)

左京区久多地区

避難先(市内避難)

うきょうく けいほく かみゆげちよう
右京区京北上弓削町上川行政区

避難先(市内避難)

左京区広河原地区

右京区京北上弓削町上川行政区の避難経路

- 国道162号⇒市内
- 国道162号⇒国道477号(花脊方面)
- 国道162号⇒国道477号(南丹市方面)

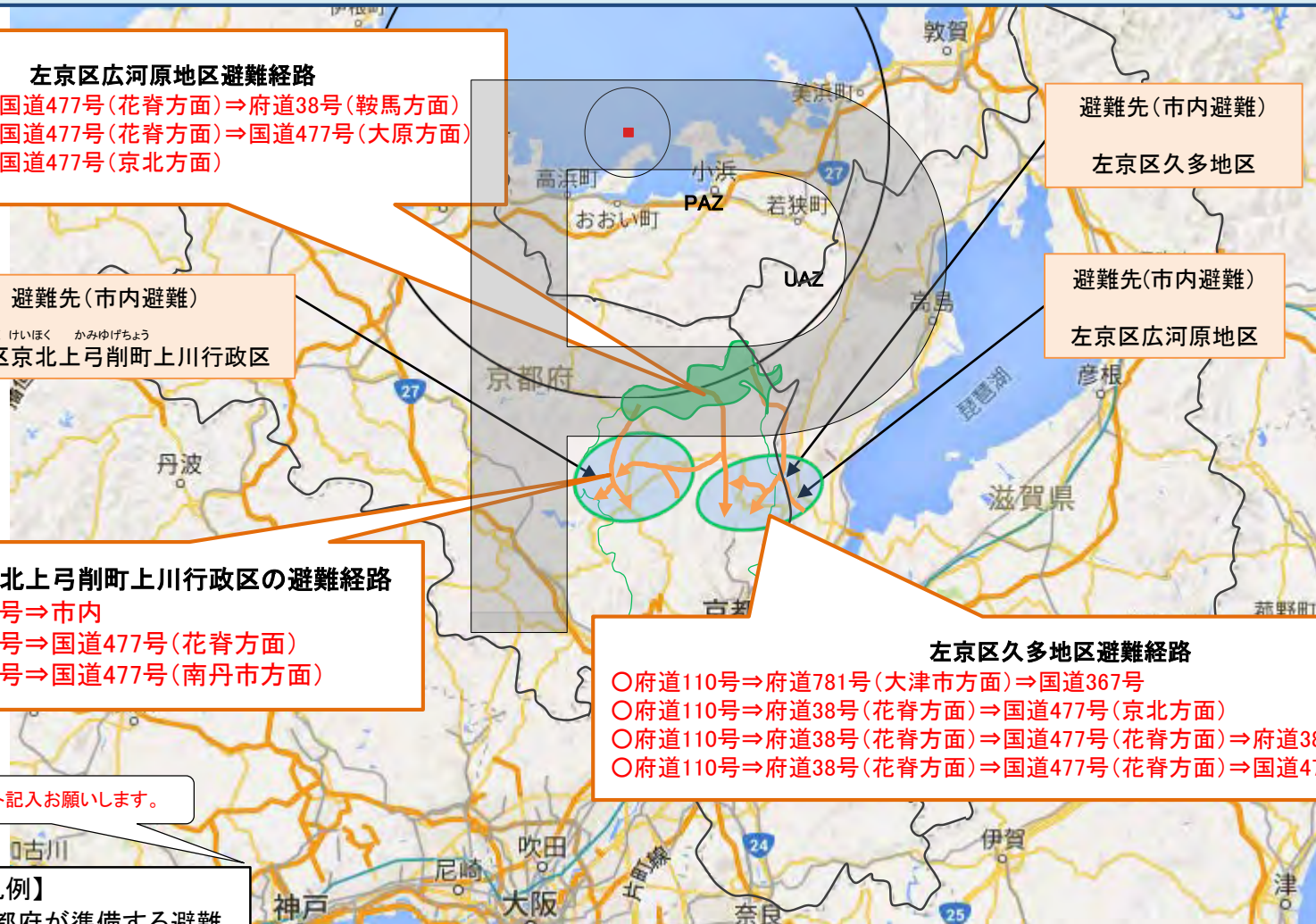
左京区久多地区避難経路

- 府道110号⇒府道781号(大津市方面)⇒国道367号
- 府道110号⇒府道38号(花脊方面)⇒国道477号(京北方面)
- 府道110号⇒府道38号(花脊方面)⇒国道477号(花脊方面)⇒府道38号(鞍馬方面)
- 府道110号⇒府道38号(花脊方面)⇒国道477号(花脊方面)⇒国道477号(大原方面)

候補地ポイント記入をお願いします。

【凡例】

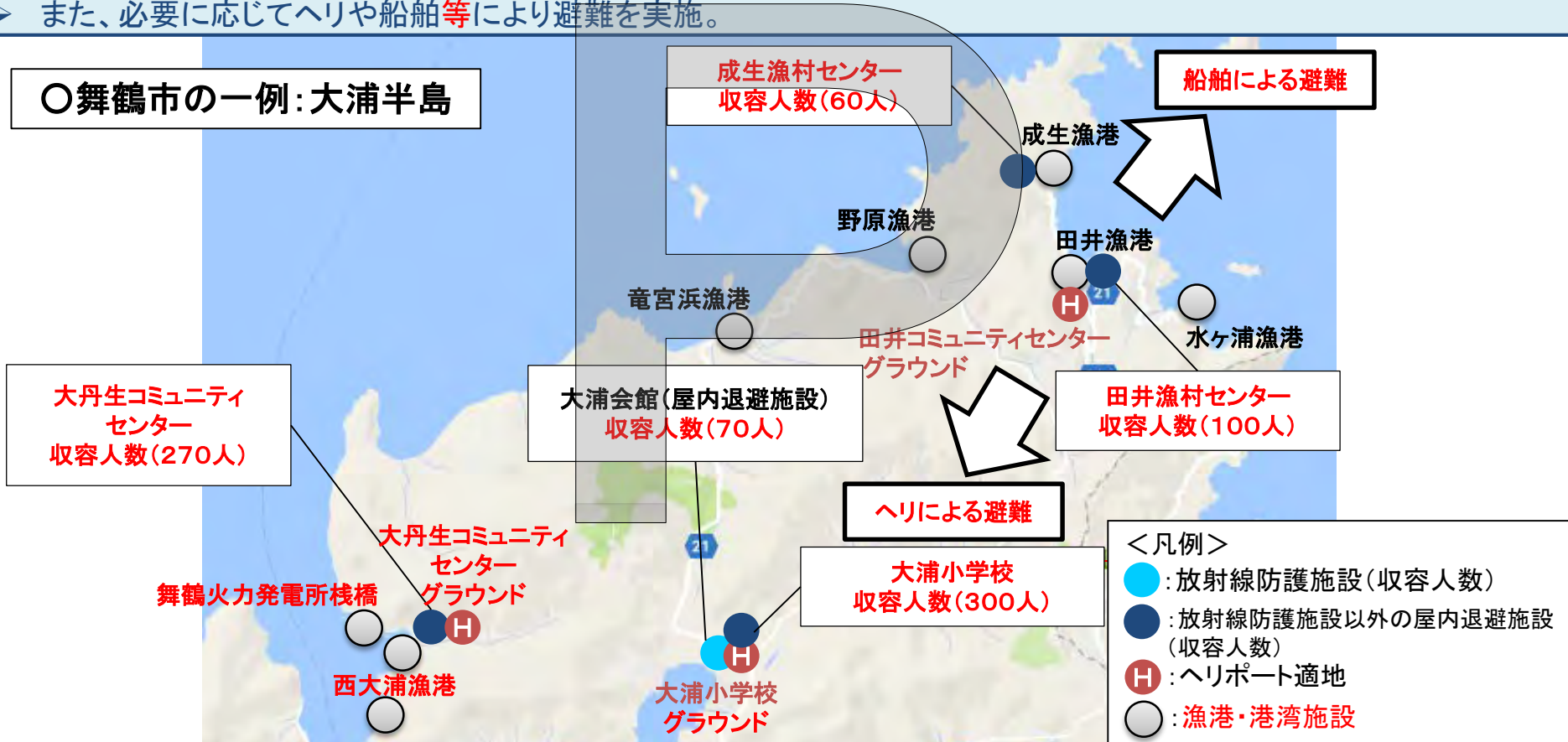
- 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



複合災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- 複合災害等による孤立の可能性のあるUPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域が、全面緊急事態となった場合は、屋内退避を行う。その後、一時移転等の指示が出た場合には、避難を実施。
- 避難にあたり、複合災害の発生等により、道路が使用できないような場合には、避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- また、必要に応じてヘリや船舶等により避難を実施。

○舞鶴市の一例：大浦半島



※1 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊、)に支援を要請

※3 舞鶴市の大浦半島以外の地区が孤立した場合の対応も同様とする。

滋賀県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

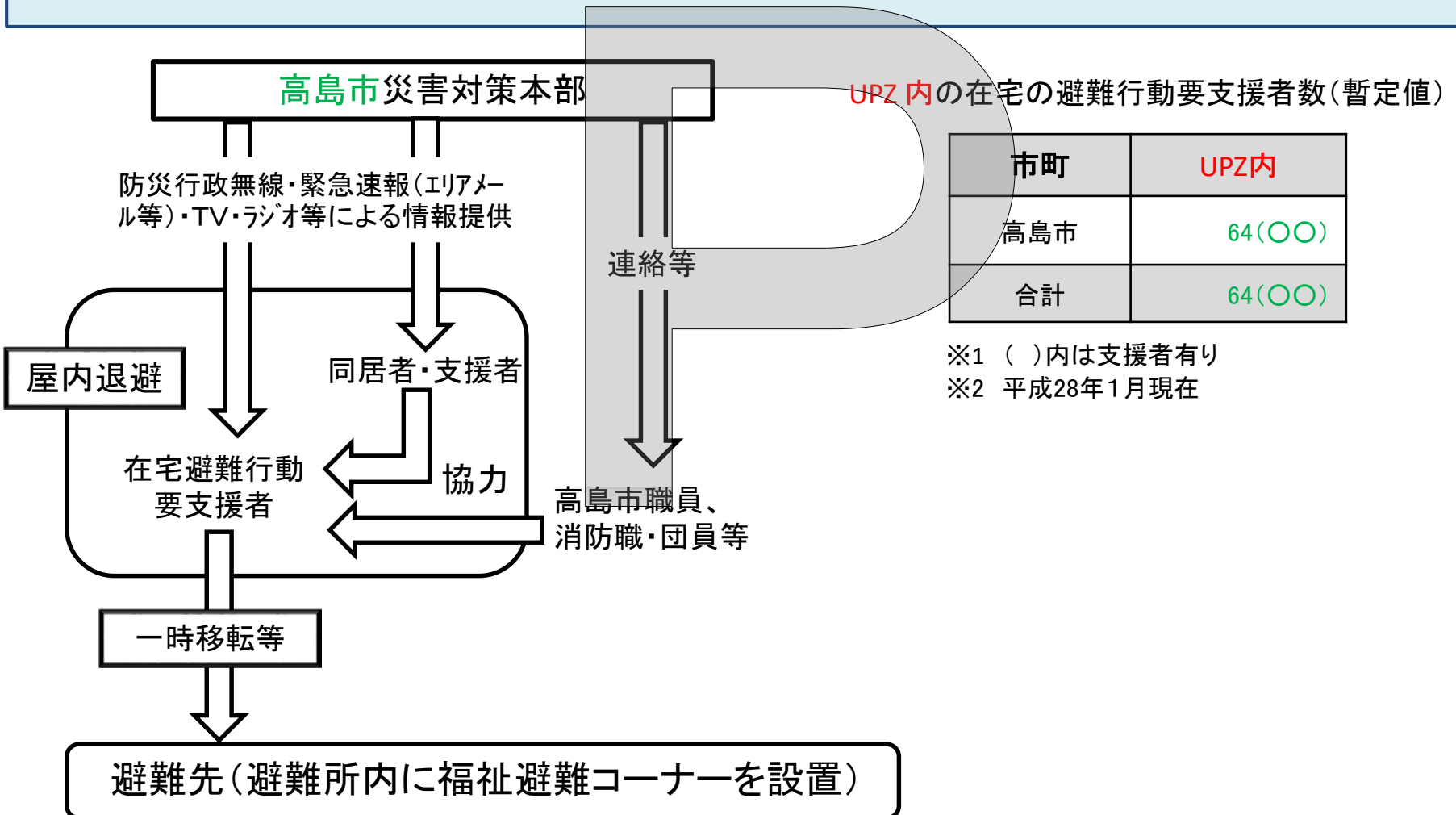
- 滋賀県では、大飯原発からUPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合に、(調整中)。【新規作成】
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

UPZ内施設と避難先

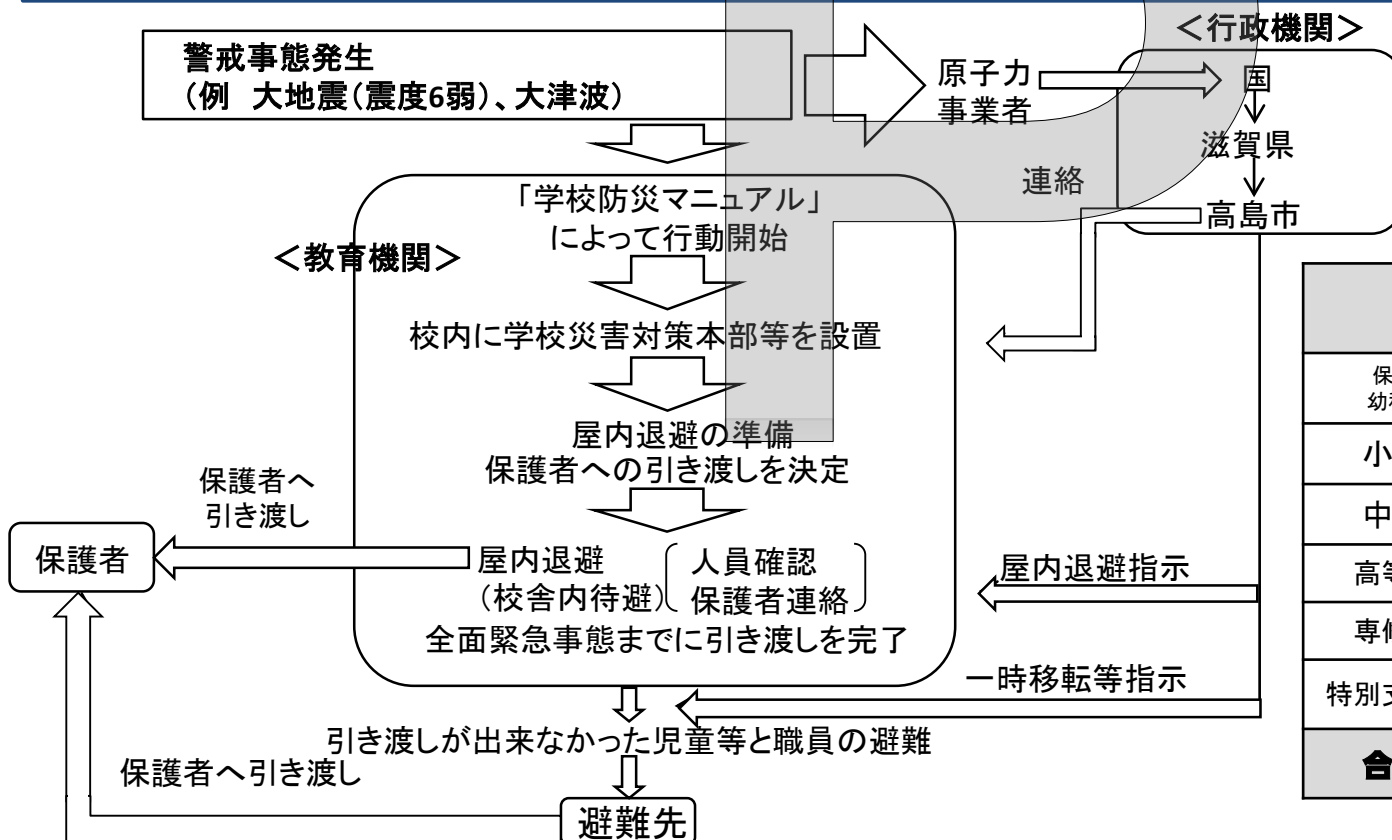
施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数	入所定員	受入施設数	受入可能人数
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34	調整中	調整中
	救護施設	2	360	調整中	調整中
	小計	4	394		
合計		4	394		

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、緊急速報（エリアメール等）、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する学校等ごとに学校災害対策本部を設置する。
- 情報収集、教育委員会(市災害対策本部)との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
専修学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	3

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、毎時20 μ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報（エリアメール等）、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

